

## (総 則)

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（1） 頭書の場所において、甲が指定する器材、施設等（以下「指定器材等」という。）を利用し、甲の作成した献立、手引書等及び関係法令等に従い調理し、甲の指定する食数の給食を甲の実施する給食事業の用に供する業務

（2） 前号の業務に付随する業務

（3） 前2号に掲げるもののほか、甲乙協議の上決定した業務

2 この契約書に定める請求、通知、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、軽微なもの又は緊急を要するものについては、この限りでない。

3 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書及び別記の外ヶ浜町学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明29年法律89号）及び商法（明32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (実施の方法)

第2条 乙は、甲の指示監督の下に仕様書等に従い、委託業務を実施しなければならない。

2 この契約期間中における給食基本食数及び給食可能日数は、仕様書で定める。

3 この契約期間中における給食基準調理員数及び給食基準配送員は、仕様書で定める。

4 乙は、仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。

5 乙は、委託業務の実施に当たって、学校給食が学校教育活動の一環として実施されていることを十分認識し、この旨を乙が雇用し委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）に対し、周知しなければならない。

## (委託料の支払)

第3条 乙は、甲により委託業務の履行を完了した確認を受けた後に、甲の指定する方法により、委託料を請求するものとする。（別紙1 支払計画書 のとおり）

2 甲は、乙から委託料の請求があったときは、適正な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

3 契約が契約期間の中途で解除されたときは、当該解除された日の属する月の委託料の額は、仕様書に定める日割計算の方法により算定された額とする。

4 甲は、授業その他の学校行事を実施するにあたり必要と認めるとき、又は台風、大雪、地震などの天災地変やインフルエンザその他の疾病の流行により必要と認めるとき、乙の責めに帰すべき理由等により給食を実施することが困難と判断されるときは、前条第2項に規定する給食可能日数に関わらず給食を実施しないことができる。この場合において、給食を実施した日数が給食可能日数に満たないときは、当該満たない日数について、仕様書の定めるところにより委託料を減額することができる。

- 5 甲は、授業その他の学校行事、台風、大雪、地震などの天災地変やインフルエンザその他の疾病的流行による学級閉鎖、又は乙の責めに帰するべき理由等により給食を実施する日の給食食数が大幅に減少した場合は、当該減少した給食食数の程度に応じて仕様書の定めるところにより委託料を減額することができる。
- 6 第4項から第5項までの規定により委託料を減額する場合において、契約保証金の金額は変更しないものとする。

(契約保証金の還付)

第4条 甲は、頭書の契約期間が満了し、乙の委託業務の履行を担保する必要がなくなったときは、乙に契約保証金を還付する。

- 2 契約保証金には利子を付さない。

(業務計画書等の提出)

第5条 乙は、委託業務の実施にあたり、あらかじめ業務計画書等を作成し、甲に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 甲は、乙から提出された前項の業務計画書等の内容に不適当な箇所があると認めるとときは、乙に指示して、当該箇所の変更又は修正をさせることができる。

(報告)

第6条 乙は、仕様書の定めるところにより、業務報告日誌を作成し、甲の指定する職員に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。

- 2 乙は、仕様書の定める方法以外の方法で委託業務を実施する必要が生じたとき、又は委託業務に付随して実施する必要のある業務が生じたときは、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従うものとする。

(臨機の措置)

第7条 乙は、給食の安全又は衛生に重大な影響を与えるおそれがある事情が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示を受け、又は甲と協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、当該措置をとった後直ちに、その措置の内容を甲に報告しなければならない。

- 2 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(調査等)

第8条 甲は、乙の委託業務の実施状況について、隨時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、乙に必要な指示をすることができる。

(再実施の請求等)

第9条 甲は、乙の実施した委託業務がこの契約書、仕様書又は関係法令等の定めに適合しないときは、乙にこれに適合させるよう請求しなければならない。その場合において、乙は当該請求に従い再実施しなければならない。

#### (従事者の配置等)

- 第10条 乙は、従事者の配置について、仕様書の定めるところにより、あらかじめ必要書類を提出して、甲の承認を受けなければならない。
- 2 乙は、本委託業務全般を統括して処理を行う業務総括責任者を1名配置しなければならない。業務総括責任者は、集団給食施設で大量調理する施設（以下「学校給食施設等」という。）において2年以上の経験を有する者で常勤とし、発注者との間で業務に関する協議事項（県が配置する栄養教諭との食材発注調整作業を含む。）を処理し得る権限を有する者とする。
  - 3 乙は、調理等業務管理、衛生管理及び施設設備管理等に関して、業務総括責任者に準ずる程度の総合的な専門知識を有する者1名以上を業務副責任者として配置しなければならない。業務副責任者は業務総括責任者を補佐し、業務総括責任者に事故があるときはその任にあたるものとする。
  - 4 乙は、青森県食品衛生条例（平成12年青森県条例第18号）の別表第1に規定される食品衛生管理者を1名選任し、関係法令に基づき、食品の安全管理に留意するとともに、給食の調理等が衛生的に行われるよう調理業務従事者の衛生教育に努めなければならない。
  - 5 その他の従事者については、仕様書の定めるところによる。
  - 6 乙は、学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に適合しない者を委託業務に従事させてはならない。
  - 7 乙は、従事者が学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に適合しないことを知ったときは、直ちにその者を委託業務から除外させ、必要事項を記入した書類を速やかに甲に提出しなければならない。
  - 8 乙は、やむを得ない理由により従事者の異動又は交替を行おうとするときは、事前に甲に通知し、必要事項を記入した書類を速やかに甲に提出しなければならない。
  - 9 乙は、従事者の異動、交替又は代替を行おうとするときは、従事者の熟練性を確保するため、必要最小限度の範囲にとどめるようにしなければならない。
  - 10 甲は、給食事業の安全を確保するうえで、従事者について著しく不適当と認めるときは、その理由を示して乙にその必要な処置を求めることができる。

#### (従事者への指示その他の管理等)

- 第11条 乙は、従事者に関する指示その他の管理を行い、労働関係法令上的一切の責任を負うものとする。
- 2 業務総括責任者は、業務履行場所に常駐し、委託業務の実施に当たって、従事者に対する指導監督を行わなければならない。
  - 3 乙は、業務総括責任者に、委託料の請求、契約の締結、解除及び変更に係る事項を除き、この契約に基づく権限を代理させることができる。

#### (契約の解除、変更等)

- 第12条 甲は、学校給食の実施方式の変更、又は学校の統合その他、必要がある場合は、乙と協議のうえ、この契約の全部若しくは一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を補償するものとし、その補償額は、甲乙協議して定める。

3 第1項の規定により契約内容を変更する場合において、委託料が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の金額を変更するものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議のうえ、委託料その他の契約内容を変更することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の契約内容の変更の場合に準用する。

### (賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更)

第14条 甲又は乙は、契約締結後12ヶ月を経過した後、日本国内における賃金水準または物価水準の変動、社会情勢の変化、その他契約後の事情変更により契約金額が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、相手方との協議により、契約金額を変更することができる。協議の申し入れは書面で行うものとする。

2 第12条第3項の規定は、前項の契約内容の変更の場合に準用する。

### (甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は乙に損害を与えて、その補償の責めを負わない。

(1) 委託業務の実施が著しく不適当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(2) 甲に対し、不法行為（故意又は重大な過失に限る。）を行ったとき。

(3) この契約の締結又は履行にあたり、不正な行為を行ったとき。

(4) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、  
そのことによりこの契約を完全に履行する目込みがないとき

#### (5) 契約解除の申出を行ったとき

(6) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は外ヶ浜町財務規則（平成17年3月28日規則第42号）に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合における契約保証金は、甲に帰属する。ただし、乙が契約保証金を納付していないときは、乙は委託料の100分の10に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

3 乙がこの契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかつたときは、甲は、乙に支払うべき委託料を減額して支払うことができる。この場合において減額する委託料の割合については、甲の認定によるものとし、乙はこれに異議を申し立てることができない。

### (乙)の解除権)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、甲に催告をしてこの契約を解除することができる

- (1) 第12条第1項の規定により、甲がこの契約の履行を一時中止させる場合において、当該中止させる期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
  - (2) 第12条第1項の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当該変更後の契約金額が当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(違約金等の徴収方法)

第17条 甲は、この契約に基づき乙から違約金等を徴収することができるときは、乙に支払うべき委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを乙から追徴することができる。

(損害賠償責任)

第18条 乙は、委託業務の実施にあたり、乙の責めに帰すべき理由による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症若しくは三類感染症その他食中毒等食品衛生に係る事故のため第三者（甲の職員を含む。以下本条において同じ。）が被った損害を、甲が当該第三者に対し賠償したときは、当該賠償額について、甲からの求償に応じなければならない。

- 2 乙は、前項に規定するもののほか、この契約の履行にあたり、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者が被ったすべての損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第19条 乙は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

- (1) 天災事変、暴動その他不可抗力による場合
- (2) 指定器材等の瑕疵に基づく場合
- (3) 乙がこの委託業務の実施中に、甲（甲の職員を含む。）の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

(危険負担)

第20条 委託業務の実施に当たって、乙の従事者等が損害を受けたときは、すべて乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき理由によるときはこの限りでない。

(履行保証人への履行請求)

第21条 乙は、この契約による委託業務を履行しない場合に乙に代わって自ら委託業務を履行することを保証するため、履行保証人を立てなければならない。

- 2 甲は、乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、委託業務の実施を請求することができる。ただし、甲は、第14条第1項の規定によりこの契約を解除することを妨げられない。
- 3 履行保証人は、前項の規定による請求があったときは、乙に代わって委託業務を実施しなければならない。
- 4 甲が第1項の規定による請求を行ったときは、乙が当該請求の時までに実施した部分で、甲の検査に合格したものに対する委託料については、乙に支払い、履行保証人が実施した

部分については、乙は何らの請求権を有せず、甲は当該部分に対する委託料を履行保証人に直接支払うものとする。

(指定器材等の利用等)

第22条 指定器材等の利用は、無償とする。

- 2 乙は、指定器材等を委託業務の実施以外の目的に使用してはならない。
- 3 乙は、契約期間中において指定器材等を学校給食の調理並びに学校の保健及び安全について規定する関係法令等に従い、清潔に保たなければならぬ。
- 4 乙は、契約期間中において指定器材等の瑕疵を発見したときは、直ちに甲に報告しなければならない。
- 5 甲は、乙が委託業務を実施するために、頭書の業務履行場所において直接必要とする電力、用水等があるときは、乙に無償で供給できるものとする。
- 6 乙は、委託業務の実施にあたり、頭書の業務履行場所において指定器材等以外の物件を利用しようとするときは、事前に甲に通知し、その承認を受けなければならない。
- 7 第1項及び第5項に規定するもののほか、委託業務を実施するために必要な費用の負担区分については仕様書に定める。

(解除等に伴う措置)

第23条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、乙は、甲の指定する期間内に、次の措置をとらなければならない。ただし、甲が乙と再度この委託契約を締結したとき、又は甲が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 指定器材等を、速やかに原状に復して、甲に明渡し、又は返還をすること。
- (2) 乙が指定器材等に委託業務を実施するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、甲に明渡し、又は返還をすること。
- (3) 甲の指定する期日において、甲の指定する者に対し、委託業務を実施するために必要な知識、経験等について説明すること。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第25条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第26条 乙は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(特許権等の使用)

第27条 乙は、委託業務を実施するにあたり、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### (個人情報の保護)

第28条 乙は、個人情報（外ヶ浜町個人情報保護条例（平成17年条例第196号）（以下「条例」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、委託業務を実施するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。
- 4 乙は、委託業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 5 乙は、委託業務を実施するに当たって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 6 乙は、委託業務の実施上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに甲に返却するか又は甲の立会いのもとに廃棄しなければならない。
- 7 乙は、委託業務の従事者に対し、条例第61条及び第62条に定める罰則の適用について周知とともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。
- 8 乙は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

#### (車両の借り上げ)

第29条 委託業務を行うにあたり、甲は、自己の所有する車両を乙に貸し渡し、乙はこれを借り受けるものとする。

- 2 前項に規定する車両は、次に掲げる車両とする。
  - (1) いすゞエルフ（青森100さ7547）
- 3 乙は前項に規定する車両を委託業務の目的にのみ使用するものとする。

#### (契約の費用)

第30条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

#### (契約期間の更新)

第31条 この契約期間は、契約期間満了3ヵ月前までに甲乙いずれからも書面による契約終了又は更改の意思表示がない場合は、同一条件で令和11年度及び令和12年度も契約を更新することができるものとする。

#### (協議)

第32条 この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項で約定する必要があるときは、甲乙協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによる。

(別紙1)

支払計画書

年	月	委託料	うち消費税及び 地方消費税の額	備 考
8年	4月	円	円	
8年	5月	円	円	
8年	6月	円	円	
8年	7月	円	円	
8年	8月	円	円	
8年	9月	円	円	
8年	10月	円	円	
8年	11月	円	円	
8年	12月	円	円	
9年	1月	円	円	
9年	2月	円	円	
9年	3月	円	円	
令和8年度計		円	円	
9年	4月	円	円	
9年	5月	円	円	
9年	6月	円	円	
9年	7月	円	円	
9年	8月	円	円	
9年	9月	円	円	
9年	10月	円	円	
9年	11月	円	円	
9年	12月	円	円	
10年	1月	円	円	
10年	2月	円	円	
10年	3月	円	円	
令和9年度計		円	円	

年	月	委託料	うち消費税及び 地方消費税の額	備 考
10年	4月	円	円	
10年	5月	円	円	
10年	6月	円	円	
10年	7月	円	円	
10年	8月	円	円	
10年	9月	円	円	
10年	10月	円	円	
10年	11月	円	円	
10年	12月	円	円	
11年	1月	円	円	
11年	2月	円	円	
11年	3月	円	円	
令和10年度計		円	円	
合 計		円	円	